

米軍基地普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備 反対に関する意見書

沖縄防衛局は、米国防総省の発表を受け、本年6月6日に沖縄県をはじめ、本市及び訓練場となる北部関係市町村に対し、現在普天間飛行場に配備されているCH-46中型輸送ヘリコプターの後継機として、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイを2012年後半から普天間飛行場に配備する計画であると伝えて来た。このような一方的な発表、手法に強い憤りと不信感を禁じ得ないものである。

MV-22オスプレイは、開発段階からその安全性等の問題が指摘されており、過去に数多くの墜落、死亡事故を起した経緯がある機種であり、このような新機種投入による基地機能の強化は、普天間飛行場の固定化につながるものであり、断固として容認できるものではない。

普天間飛行場は、本市のど真ん中に位置し、2004年8月13日に沖縄国際大学構内への米軍CH-53D型機の墜落、炎上事故を初め、過去に幾多の航空機事故を起しており、最近ではFA-18ホーネットを初めとする外来機の飛来が頻発し、騒音もますます増大するなど、9万余の市民の怒りと恐怖は、我慢の限度を超えている。

本来、米軍基地普天間飛行場を移設するという日米両政府の合意は、同基地の危険性の除去が原点であり、混迷を深める同飛行場の移設問題により、15年もその危険性が放置され続けてきた宜野湾市民にとって、さらなる基地機能の強化及び固定化につながるMV-22オスプレイの配備は、いかなる方策を講じようとも、断じて受け入れできるものではない。

よって、本市議会は、米軍基地普天間飛行場の極めて危険な実情にかんがみ、市民・県民の生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、日米両政府に対し、このたびの計画発表に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 基地機能強化及び固定化につながるMV-22オスプレイの配備計画を断念すること。
2. 世界一危険な普天間飛行場を即時閉鎖し、運用を停止すること。
3. 普天間飛行場の早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

沖縄県宜野湾市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長